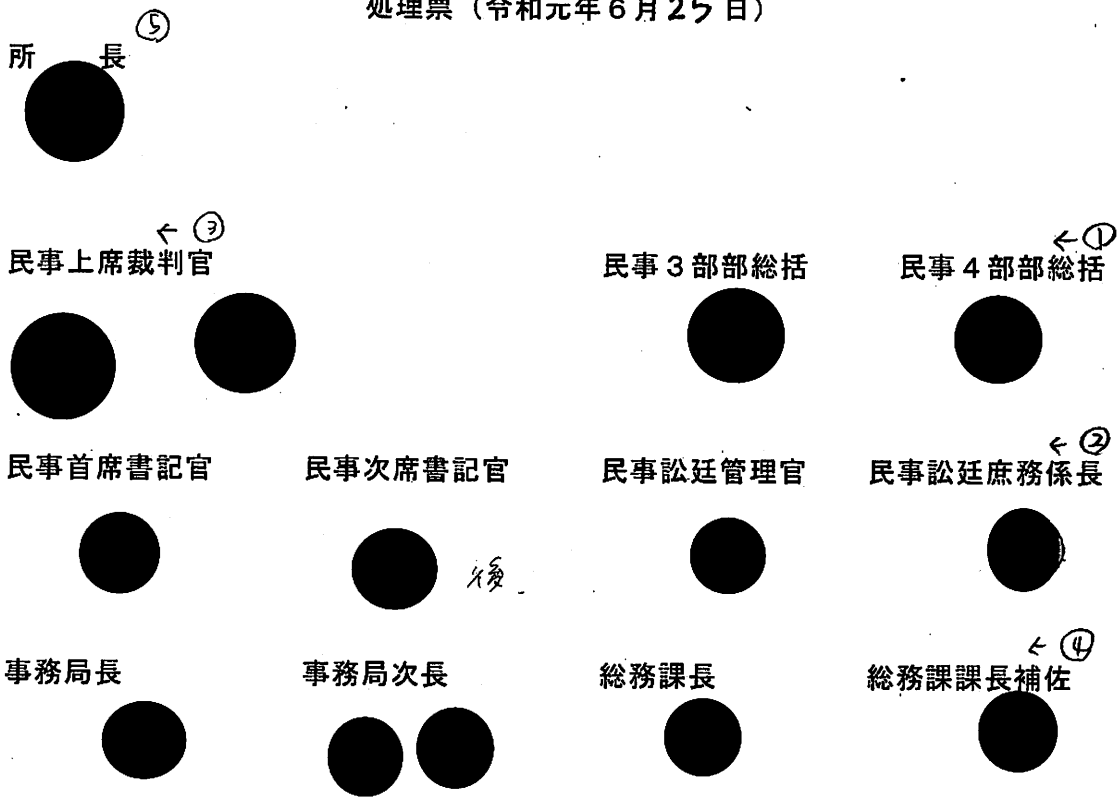


処理票 (令和元年6月25日)



後...で保管... 起案：民事3部 民事4部主任書記官
 7/2 及3、4の... 済...

出版社等に対する便宜供与 (判決写しの貸与) について

【伺い】

標記の便宜供与に関し、民事3部及び民事4部における取扱いについては、別紙のとおりとしてよろしいでしょうか。

【説明】

民事3部（交通集中部）及び民事4部（医療集中部）においては、従前から専門誌の出版社等への便宜供与として、定期的に判決写しの貸与を行っており、貸与手続についても、各部限りの対応かつ簡便な方法によっています。

当該便宜供与は慣習化しているところですが、その取扱いについては、各部の主任書記官が事実上引き継いでいるにすぎないため、各部における貸与の取扱いを明確に書面でルール化するとともに、文書として保存しておく必要があると考えます。

そこで、引き続き当該便宜供与を行うことを前提に、別紙のとおり判決写しの貸与手続について整理しましたので、庁として認識を共有しておきたいと思料します。

(別紙)

判決写しの貸与手続について

- 1 以下の出版社等から判決写し貸与の申出があった場合、民事3部及び民事4部（以下、「各部」という。）の主任書記官は、該当する事件を抽出した上で、管理表（別紙様式）を使用して当該判決写しの貸与手続を行う。

なお、貸与する出版社等は以下のとおりであり、また、判決写しは、民事3部においては交通事件に、民事4部においては医療合議事件に限る。

【民事3部】

[Redacted text]

【民事4部】

[Redacted text]

- 2 各部の主任書記官は、毎年4月末及び10月末現在の貸与結果について、民事首席書記官に対し、速やかに管理表を供覧して報告する。

